

## 障害者自立支援法が成立

# 利用者負担1割に

身体・知的・精神の障害ごとに異なる福祉サー

ビスを一本化するとともに、利用者に原則1割の

負担を求めるとなす柱とする障害者自立支援

法が31日の衆院本会議で、自民、公明の与党の賛成多数で可決、成立した。来年4月から順次、実施される。

全国一律の「障害程度区分」に基づいてサービスの必要度を定める仕組み

みの導入を定め、来年10月からは、市町村が障害者からサービス利用の申請を受け付け、障害程度区分を個人ごとに判定、サービスの種類や利用頻度を決定する。個人別の支援プログラムも作る。

また、身体障害者が自宅近くの知的障害者施設に通えるようにするなど障害の種類や年齢によらず相互利用を可能にする障害者施設の再編・規制緩和も進める。NPOによる施設の設置や空き店

舗の活用なども認め、一般企業への就職をめざす事業の創設など、就労支援策も強化する。

来年4月からは、国や都道府県の財政負担を義務化するとともに、利用者に対して、原則1割の

定率負担を求める。食費・光熱費も自己負担となる。ただし、低所得者は3段階で負担の上限を設定する。国会審議で、野党側は「障害が重い人ほど負担が重くなる」などとして反対を貫いた。